

平成21年(受)第2245号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の大阪高等裁判所平成20年(ネ)第3282号損害賠償請求事件について、同裁判所が平成21年9月17日に言い渡した判決に対し、申立人から上告受理の申立てがあったが、申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人の負担とする。

平成23年3月4日

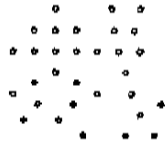
最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 竹 内 行 夫

裁判官 古 田 佑 紀

裁判官 須 藤 正 彦

裁判官 千 葉 勝 美



当事者目録

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

申立人 京 都 市

同代表者市長 門 川 大 作

同訴訟代理人弁護士 南 部 孝 男

京都市 [REDACTED]

相手方 蔭 田 直 子

同所

相手方 朴 洪 奎

大阪府 [REDACTED]

相手方 松 田 浩 二

上記3名訴訟代理人弁護士

小 野 誠 之

堀 和 幸

池 田 良 太

八 ツ 元 優 子



本は正本である。

平成 23 年 3 月 4 日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 古 澤 秀 行

